

令和7年第6回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和7年度高松市一般会計補正予算（第5号）

現計予算額	186,676,503千円
補正額	1,036,317千円
補正後	187,712,820千円

2 令和7年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	8,218,327千円
補正額	1,200千円
補正後	8,219,527千円

3 令和7年度高松市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	396,206千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	396,206千円

4 令和7年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	25,759,651千円
補正額	5,722,000千円
補正後	31,481,651千円

5 令和7年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	1,085,001千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	1,085,001千円

6 令和7年度高松市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	831,250千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	831,250千円

7 令和7年度高松市病院事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	12,639,546千円
補正額	713千円
補正後	12,640,259千円

8 令和7年度高松市下水道事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	22,933,750千円
補正額	0千円（収入及び債務負担行為の補正）
補正後	22,933,750千円

9 高松市公告式条例等の一部改正について

〔 R 8 . 4 . 1 から施行 〕

市民の利便性の向上及び市の事務の効率化を図るために、条例、規則等の公布の方法を見直す等のため、改正するもの

(1) 高松市公告式条例の一部改正

ア 条例、規則等の公布については、市役所、各支所及び各出張所の掲示場に紙で掲示する方法から、原則市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示する方法に見直すもの

イ 規則の公布については、市長の署名を必要としているものを市長名を記入して市長印を押す方法に見直すもの

ウ イにより、規則の公布は既に規定している規程の公表と同じ手法となるためまとめて規定することとし、既存の規程に係る規定を削るもの

エ 市の機関の定める規則の公布については、当該機関又は当該機関を代表する者の署名を必要としているものをイと同様に当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名を記入して当該機関の印又は当該機関を代表する者の印を押す方法に見直すもの

オ エにより、市の機関の定める規則の公布は既に規定している市の機関の定める規程の公表と同じ手法となるためまとめて規定することとし、既存の市の機関の定める規程に係る規定を削るもの

(2) 高松市財政事情公表条例の一部改正

ア 「財政事情」の公表について、市の公告式によるほかの手段として定めている市内の告知板へのその要旨の掲載を廃止するもの

(3) 高松市職員退職手当支給条例の一部改正

ア 処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける通知の方法について、処分内容が記載された書面を退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示することとしているものを、(1)を踏まえ市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示することとするもの

10 高松市地域交流会館条例の一部改正について

〔 R 8 . 4 . 1 から施行 〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市地域交流会館（以下「会館」という。）の使用料の額を改定するため、改正するもの

(1) 会館の使用料の額を次のとおり改定するもの

ア 高松市牟礼南会館

(ア) 大会議室

	現 行		改正後
午前	730円	→	1,090円
午後	730円	→	1,090円
夜間	1,100円	→	1,650円

(イ) 小会議室

現 行			改正後	
午前	330円	→	310円	
午後	330円	→	310円	
夜間	490円	→	390円	

(ウ) 和室

現 行			改正後	
午前	470円	→	700円	
午後	470円	→	700円	
夜間	710円	→	900円	

イ 高松市庵治やすらぎ会館

(ア) 多目的ホール

現 行			改正後	
午前	730円	→	1,090円	
午後	730円	→	1,090円	
夜間	1,100円	→	1,650円	

(イ) 集会室

現 行			改正後	
午前	330円	→	490円	
午後	330円	→	490円	
夜間	490円	→	730円	

ウ 高松市国分寺会館

(ア) 第1会議室

現 行			改正後	
午前	1,030円	→	1,540円	
午後	1,030円	→	1,540円	
夜間	1,560円	→	2,340円	

(イ) 第2会議室

現 行			改正後	
午前	730円	→	1,090円	
午後	730円	→	1,090円	
夜間	1,100円	→	1,600円	

(ウ) 第3会議室

現 行			改正後	
午前	470円	→	680円	
午後	470円	→	680円	
夜間	710円	→	680円	

エ 高松市新居会館

(ア) 大会議室

現 行			改正後	
午前	730円	→	1,090円	
午後	730円	→	1,090円	
夜間	1,100円	→	1,650円	

オ 高松市福家会館

(ア) 大会議室

現 行			改正後	
午前	730円	→	1,090円	
午後	730円	→	1,090円	
夜間	1,100円	→	1,510円	

(イ) 小会議室

現 行			改正後	
午前	730円	→	490円	
午後	730円	→	490円	
夜間	1,100円	→	620円	

(ウ) 和室

現 行			改正後	
午前	470円	→	300円	
午後	470円	→	300円	
夜間	710円	→	370円	

- (2) 高松市牟礼南会館調理実習室の廃止に伴い、調理実習室使用料の額を定める規定を削るもの
- (3) 高松市庵治やすらぎ会館において貸し出すテントの廃止に伴い、テント使用料の額を定める規定を削るもの。
- (4) 会館において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

11 高松市地域ふれあいセンター条例の一部改正について

受益者負担の適正化を目的として、高松市深間ふれあいセンター〔R8.4.1から施行〕の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 高松市深間ふれあいセンターにおいて冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

12 高松市男女共同参画センター条例の一部改正について

[R 8. 4. 1 から施行]

受益者負担の適正化を目的として、高松市男女共同参画センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 学習研修室において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

13 高松市隣保館及び児童館条例の一部改正について

[R 8. 4. 1 から施行]

受益者負担の適正化を目的として、隣保館及び児童館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 施設の目的外利用において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

14 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令附則第2条第1項の規定による特定乳児等通園支援の利用可能な時間を定める条例の制定について

[R 8. 4. 1 から施行]

特定乳児等通園支援の実施に必要となる受入れ体制の整備に一定の時間を要することから、暫定的な措置として特定乳児等通園支援の利用可能な時間を定めるため、制定するもの

- (1) 1月につき特定乳児等通園支援の利用可能な時間の上限を次のように定めるもの
 - ア 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
3時間
 - イ 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間
4時間

15 高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

[R 8 . 4 . 1 から施行]

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準もこの条例で定めることとするもの
- (2) (1)に伴い、高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の題名を改正するもの
- (3) 特定乳児等通園支援事業の定義を定めるもの
- (4) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、内閣府令で定める「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」をもって、その基準とするもの
- (5) 特定乳児等通園支援事業を行う者は、非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示及び感染症等の対応マニュアルの策定をしなければならず、非常災害時の連携協力体制の整備及び給食における地産地消の推進に努めなければならないこととするもの

16 高松市こども未来館条例の一部改正について

[R 8 . 4 . 1 から施行]

受益者負担の適正化を目的として、高松市こども未来館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 多目的室において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

17 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

[R 8 . 4 . 1 から施行]

高松市民病院塩江分院（以下「塩江分院」という。）を無床の診療所とすることに伴い、その名称を高松市立しおのえ診療所に変更する等のため、改正するもの

- (1) 塩江分院を無床の診療所に変更し、その名称を高松市立しおのえ診療所とするもの
- (2) (1)に伴い訪問看護ステーションの名称を変更するもの
- (3) 高松市立しおのえ診療所は国民健康保険診療施設とはならないため、規定を削るもの
- (4) 高松市立しおのえ診療所においては入院診療を実施しないため、塩江分院の入院室特別使用料に係る規定を削るもの

18 高松市火入れに関する条例の一部改正について

〔 R 8 . 1 . 1 から施行 〕

高松市火災予防条例の一部改正において、林野火災の予防に関する規定が整備されることを踏まえ、その規定との整合を図る等のため、改正するもの

- (1) 高松市火災予防条例の一部改正において、林野火災の予防に関する規定が整備されることを踏まえ、その規定との整合を図るため、火入れの中止等に関し次に掲げる改正を行うもの
- ア 林野火災に関する注意報が発令された場合は、当該注意報が解除されるまでの間、火入地において、火入れを行わないよう努力義務を課すもの
 - イ 火入れを行ってはならない場合として規定する火災に関する警報が発令された場合に、高松市火災予防条例で新たに規定される林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発令された場合を加え、その対応を規定するもの
 - ウ 火入れ中において速やかに消火をしなければならないものとして規定する火災に関する警報が発令された場合に、イと同様に林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発令された場合を加えるもの
- (2) 市長が、火入れの許可を行った場合には、実施場所を所管する消防署長にその旨を通知することを明記するもの

19 高松市高齢者活動促進センター条例の一部改正について

〔 R 8 . 4 . 1 から施行 〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市高齢者活動促進センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 高松市塩江町高齢者活動促進センターの大会議室等の使用料の額を改定し、併せてその使用単位を見直し使用料の額は1時間当たりの額とするもの

ア 大会議室

現 行		→	改正後	
午前	2, 7 5 0 円	→	1 時間	1 0 0 円
午後	2, 7 5 0 円	→		
夜間	2, 7 5 0 円	→		
全日	6, 6 0 0 円	→		

イ 研修室

現 行		→	改正後	
午前	2, 7 5 0 円	→	1 時間	2 7 0 円
午後	2, 7 5 0 円	→		
夜間	2, 7 5 0 円	→		
全日	6, 6 0 0 円	→		

(2) 高松市香川町高齢者活動促進センターの会議室等の使用料の額を改定し、併せてその使用単位を見直し使用料の額は1時間当たりの額とするもの

ア 会議室

現 行			改正後	
午前	620円	→	1時間	150円
午後	620円	→		
夜間	1,350円	→		
全日	2,590円	→		

イ 研修室

現 行			改正後	
午前	200円	→	1時間	60円
午後	200円	→		
夜間	510円	→		
全日	910円	→		

ウ 調理実習室

現 行			改正後	
午前	200円	→	1時間	60円
午後	200円	→		
夜間	510円	→		
全日	910円	→		

エ 作業室

現 行			改正後	
午前	300円	→	1時間	80円
午後	300円	→		
夜間	620円	→		
全日	1,220円	→		

(3) 高松市香川町高齢者活動促進センター会議室等において冷暖房装置を使用する場合に、その使用料の2分の1の額を加算することとしているものを、施設の使用料は冷暖房装置使用料を含めた額として規定することとするもの

20 高松市農村環境改善センター条例の一部改正について

[R 8 . 4 . 1 から施行]

受益者負担の適正化を目的として、高松市農村環境改善センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

(1) 高松市香南町池西農村環境改善センターの多目的ホール等の使用料の額を改定し、併せてその使用単位を見直し使用料の額は1時間当たりの額とするもの

ア 多目的ホール

現 行			改正後	
午前	3,650円	→	1時間	360円
午後	3,650円	→		
夜間	4,180円	→		
全日	8,370円	→		

イ 和室

現 行			改正後	
午前	2,080円	→	1時間	120円
午後	2,080円	→		
夜間	2,610円	→		
全日	5,230円	→		

ウ 農事研修室北

現 行			改正後	
午前	1,560円	→	1時間	100円
午後	1,560円	→		
夜間	1,820円	→		
全日	3,130円	→		

エ 農事研修室南

現 行			改正後	
午前	1,560円	→	1時間	90円
午後	1,560円	→		
夜間	1,820円	→		
全日	3,130円	→		

オ 調理実習室

現 行			改正後	
午前	1,560円	→	1時間	100円
午後	1,560円	→		
夜間	1,820円	→		
全日	3,130円	→		

(2) 高松市香南町由佐農村環境改善センターの多目的ホール等の使用料の額を改定し、併せてその使用単位を見直し使用料の額は1時間当たりの額とするもの

ア 多目的ホール

現 行			改正後	
午前	4, 180円	→	1時間	510円
午後	4, 180円	→		
夜間	4, 700円	→		
全日	9, 420円	→		

イ 第1研修室

現 行			改正後	
午前	1, 660円	→	1時間	130円
午後	1, 660円	→		
夜間	1, 980円	→		
全日	3, 400円	→		

ウ 第2研修室

現 行			改正後	
午前	1, 660円	→	1時間	130円
午後	1, 660円	→		
夜間	1, 980円	→		
全日	3, 400円	→		

エ 調理実習室

現 行			改正後	
午前	1, 660円	→	1時間	140円
午後	1, 660円	→		
夜間	1, 980円	→		
全日	3, 400円	→		

(3) 多目的ホール等において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収せず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

21 高松市農村研修集会施設条例の一部改正について

受益者負担の適正化を目的として、高松市農村研修集会施設（以下「研修集会施設」という。）の使用料の額を改定し、及び高松市香南町西庄集会所を廃止する等のため、改正するもの

}

 R8. 1. 1から施行
 (2)(3)(4)は
 R8. 4. 1から施行

(1) 研修集会施設を列記する表及び集会室等使用料について定める表から高松市香南町西庄集会所を削るもの

(2) 高松市香川町浅野地区集落研修センター及び高松市香川町丸山地区構造改善センターの集会室等の使用料の額を改定し、併せてその使用単位を見直し使用料の額は1時間当たりの額とするもの

ア 高松市香川町浅野地区集落研修センター集会室

現 行		→	改正後	
午前	1, 250円	→	1時間	200円
午後	1, 250円	→		
夜間	3, 030円	→		
全日	5, 530円	→		

イ 高松市香川町丸山地区構造改善センター研修室

現 行		→	改正後	
午前	1, 250円	→	1時間	80円
午後	1, 250円	→		
夜間	3, 030円	→		
全日	5, 530円	→		

(3) 高松市香南町岡集会所等の集会室の使用料の額を改定するもの

ア 高松市香南町岡集会所集会室

現 行	→	改正後
200円	→	80円

イ 高松市香南町原集会所集会室

現 行	→	改正後
200円	→	140円

ウ 高松市香南町横井集会所集会室

現 行	→	改正後
200円	→	130円

エ 高松市香南町吉光研修センター集会室

現 行	→	改正後
200円	→	140円

(4) 集会室等において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

22 高松市中央卸売市場業務条例の一部改正について

〔 R 8 . 4 . 1 から施行 〕

卸売市場法の一部改正等に伴い、改正するもの

- (1) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部改正に伴い、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとするもの
- ア 市場で取り扱う指定飲食料品等
 - イ アに掲げる当該指定飲食料品等の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標
 - ウ 措置の内容

23 高松市都市公園条例の一部改正について

〔 R 8 . 4 . 1 から施行 〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市立仏生山公園集会室棟及び高松市立御山公園プレイセンターの使用料の額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 公園施設の使用料の額を次のとおり改定するもの

ア 高松市立仏生山公園集会室棟

現 行			改正後
第1集会室	200円	→	300円
第2集会室	200円	→	300円
第3集会室	100円	→	150円
第4集会室	100円	→	150円
第5集会室	310円	→	460円

イ 高松市立御山公園プレイセンター

現 行			改正後
第1会議室	200円	→	300円
第2会議室	200円	→	300円
第3会議室	100円	→	150円
第4会議室	100円	→	150円

- (2) 高松市立仏生山公園集会室棟及び高松市立御山公園プレイセンターにおいて冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

24 高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部改正について

[R 8 . 4 . 1 から施行]

駐車場法施行令の一部改正により特定用途に共同住宅が追加されたことを踏まえ、荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない共同住宅の規模を定める等のため、改正するもの

- (1) 非特定用途である共同住宅を特定用途とするもの
- (2) (1)に伴い、駐車場整備地区内において特定用途に供する建築物を新築するときに、附置しなければならない駐車施設の台数の算定のために必要となる2,000平方メートルを超える部分の面積を除する面積を、共同住宅の用途に供するものについては800平方メートルとするもの
- (3) (1)に伴い、駐車場整備地区内において特定用途に供する建築物を新築するときに、荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない共同住宅の用途に供する部分の規模を2,000平方メートル及び50戸を超えるものとし、附置しなければならない駐車施設の台数の算定のために必要となる共同住宅に供する戸数を除する戸数を100戸とするもの
- (4) (3)の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物についてはその戸数に基づき算定した低減後の戸数を当該共同住宅の戸数とみなして(3)の規定を適用することとするもの
- (5) 駐車場の規模を定めている規定について次の改正をするもの
 - ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設の有効高さを見直すとともに、その設置数を求める算定式を定めるもの
 - イ 荷さばきのための駐車施設の有効高さを見直すもの
 - ウ 共同住宅において附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数に係る駐車用の供する部分の規模を新たに定めるもの
 - エ 駐車施設の規模を定める規定のうち、荷さばきのための駐車施設の規模を定める規定以外の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設においては、適用除外とするもの

25 高松市下水道条例の一部改正について

本市の下水道施設の老朽化対策及び耐震化対策の推進並びに下水道事業の持続可能な運営に資するよう、公共下水道の使用料の額を改定する等のため、改正するもの

〔 R 8 . 6 . 1 から施行
(3)は公布の日から施行 〕

(1) 公共下水道の使用料の額を次のとおり改定するもの

ア 安定的な収入の確保のため、汚水排除量にかかわらず使用料として徴収する「基本使用料」を新たに設けるもの

月額900円

イ 汚水排除量に応じ算定する「従量使用料」の額を次のように見直すもの

(一般)

現 行		→	改正後	
8 m ³ まで (定額)	929円	→	8 m ³ まで	1 m ³ につき 30円
8 m ³ を超え 13 m ³ まで	1 m ³ につき 109円	→	8 m ³ を超え 13 m ³ まで	1 m ³ につき 146円
13 m ³ を超え 20 m ³ まで	1 m ³ につき 115円	→	13 m ³ を超え 20 m ³ まで	1 m ³ につき 154円
20 m ³ を超え 50 m ³ まで	1 m ³ につき 161円		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	1 m ³ につき 211円
50 m ³ を超え 500 m ³ まで	1 m ³ につき 201円		50 m ³ を超え 500 m ³ まで	1 m ³ につき 261円
500 m ³ を 超えるもの	1 m ³ につき 235円		500 m ³ を 超えるもの	1 m ³ につき 304円

(湯屋業)

現 行	→	改正後
1 m ³ につき35円	→	25 m ³ を 超えるもの 1 m ³ につき 38円

(2) 算定期間に1月未満の端数がある場合における基本使用料の算定の特例を設けるもの

(3) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、当該工事を行わせることができることとするもの

26 高松市民防災センター条例の一部改正について

〔 R 8 . 4 . 1 から施行 〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市民防災センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

(1) 大ホール等使用料の額を次のとおり改定するもの

ア 大ホール

	現 行		改正後
午前	9, 250円	→	5, 640円
午後	13, 170円	→	7, 520円
夜間	11, 820円	→	5, 640円
午前・午後	22, 420円		13, 160円
午後・夜間	24, 990円		13, 160円
全日	30, 810円	→	18, 800円

イ 研修室

	現 行		改正後
午前	1, 040円	→	1, 200円
午後	1, 410円	→	1, 600円
夜間	1, 290円	→	1, 200円
午前・午後	2, 450円		2, 800円
午後・夜間	2, 700円		2, 800円
全日	3, 360円	→	4, 000円

ウ 学習室1

	現 行		改正後
午前	2, 730円	→	3, 000円
午後	3, 730円	→	4, 000円
夜間	3, 250円	→	3, 000円
午前・午後	6, 460円		7, 000円
午後・夜間	6, 980円		7, 000円
全日	8, 730円	→	10, 000円

エ 学習室2

	現 行		改正後
午前	1, 410円	→	1, 560円
午後	1, 940円	→	2, 080円
夜間	1, 690円	→	1, 560円
午前・午後	3, 350円		3, 640円
午後・夜間	3, 630円		3, 640円
全日	4, 530円	→	5, 200円

(2) 大ホール等において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収せず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

(3) 附属設備及び器具使用料の額を次のとおり改定するもの

ア 音響装置

現 行			改正後
拡声装置 (マイク2本 付き)	6,650円	→	1,000円

イ 映写装置

現 行			改正後
プロジェク ター	2,080円	→	1,000円
プラズマ ディスプレイ	1,990円	→	500円
ブルーレイ ディスク プレーヤー	1,320円	→	500円

27 高松市火災予防条例の一部改正について

[R8. 1. 1から施行]

本年2月に発生した林野火災を受けて消防庁が設置した検討会で取りまとめられた報告書の内容や消防庁からの通知を踏まえ、林野火災の予防等に関し必要な事項を定める等のため、改正するもの

(1) 高松市火災予防条例(以下「条例」という。)に規定する火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定する警報であることを明確に規定するもの

(2) 林野火災の予防についての新たな章を加え、次の(3)及び(4)について定めるもの

(3) 林野火災に関する注意報の発令について定めるもの

ア 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとするもの

イ アにより林野火災に関する注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととするもの

ウ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、イの規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとするもの

(4) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるもの

ア 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとするもの

(5) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について定めるもの

ア 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為には、たき火を含むものであることを明確に規定するもの

イ 消防局長は、条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとするもの

28 議決の変更について

令和7年6月25日に議会の議決を経た工事請負契約の締結（高松市中央公園再整備工事）について、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）により実施している高松市中央公園再整備事業において、高松市中央公園再整備工事の着手後、公募設置等計画の認定を受けた者が設置する公募対象公園施設の実施設設計が完了したため、当該再整備工事と調整を図った結果、当該公園施設を運営するためにその施設に供給する電力量を増加させる必要があることが判明したことから、新たな受変電設備を設置する等のために行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更するもの

	変更前		変更後
・契約金額	1, 262, 679, 000円	→	1, 309, 332, 200円

29 議決の変更について

令和2年12月21日に議会の議決を経た公の施設の指定管理者の指定（高松市食肉センター）について、指定の期間を変更するもの

・指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

↓

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

30 議決の変更について

平成29年3月22日に議会の議決を経た公の施設の指定管理者の指定（高松市塩江湯愛の郷センター及び高松市塩江奥の湯公園）（令和3年12月21日及び令和5年12月19日変更議決）について、指定の期間を変更するもの

- ・指定の期間 平成29年4月1日から令和8年3月31日まで

↓

平成29年4月1日から令和12年3月31日まで

【参考】平成29年3月22日の議決における指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

【参考】令和3年12月21日の変更議決における指定の期間

平成29年4月1日から令和6年3月31日まで

31 議決の変更について

平成30年12月20日に議会の議決を経た公の施設の指定管理者の指定（高松市香南楽湯）（令和5年12月19日変更議決）について、指定の期間を変更するもの

- ・指定の期間 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで

↓

平成31年4月1日から令和10年3月31日まで

【参考】平成30年12月20日の議決における指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

32 財産の取得について

小型動力消防ポンプ付積載車（非常備）を取得するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 32,626,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社福島商会

33 工事請負契約の締結について

上天神文化センター大規模改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 197,197,000円
- (3) 契約の相手方 エヌケー建設株式会社

34 工事請負契約の締結について

衛生センター棧橋撤去工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 191,811,400円
- (3) 契約の相手方 株式会社大下組

35 工事請負契約の締結について

香川総合体育館第1競技場大規模改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 775,500,000円
- (3) 契約の相手方 小竹・谷口特定建設工事共同企業体

36 公の施設の指定管理者の指定について

高松市松島コミュニティセンター等の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者

施設名	指定管理者
高松市松島コミュニティセンター	松島地区コミュニティ協議会
高松市花園コミュニティセンター	花園地区コミュニティ協議会
高松市築地コミュニティセンター	築地地区コミュニティ協議会
高松市新塩屋町コミュニティセンター	新塩屋町地区コミュニティ協議会
高松市四番丁コミュニティセンター	四番丁コミュニティ協議会
高松市二番丁コミュニティセンター	二番丁地区コミュニティ協議会
高松市日新コミュニティセンター	日新地区コミュニティ協議会
高松市亀阜コミュニティセンター	亀阜校区コミュニティ協議会
高松市栗林コミュニティセンター	栗林校区コミュニティ協議会
高松市鶴尾コミュニティセンター	鶴尾校区コミュニティ協議会
高松市太田コミュニティセンター及び高松市太田中央コミュニティセンター	太田地区コミュニティ協議会
高松市太田南コミュニティセンター	太田南地区コミュニティ協議会
高松市木太コミュニティセンター、高松市木太南コミュニティセンター及び高松市木太北部コミュニティセンター	木太地区コミュニティ協議会
高松市屋島コミュニティセンター、高松市屋島西コミュニティセンター及び高松市屋島東コミュニティセンター	屋島地区コミュニティ協議会
高松市古高松コミュニティセンター及び高松市古高松南コミュニティセンター	古高松地区コミュニティ協議会
高松市前田コミュニティセンター	前田校区コミュニティ協議会

施設名	指定管理者
高松市川添コミュニティセンター	川添地区コミュニティ協議会
高松市林コミュニティセンター	林地区コミュニティ協議会
高松市三谷コミュニティセンター	NPO法人三谷地区コミュニティ協議会
高松市仏生山コミュニティセンター	仏生山地区コミュニティ協議会
高松市多肥コミュニティセンター	多肥地区コミュニティ協議会
高松市一宮コミュニティセンター	一般社団法人一宮地区コミュニティ協議会
高松市川岡コミュニティセンター	川岡校区コミュニティ協議会
高松市円座コミュニティセンター	円座校区コミュニティ協議会
高松市檀紙コミュニティセンター	檀紙地区コミュニティ協議会
高松市弦打コミュニティセンター	弦打校区コミュニティ協議会
高松市鬼無コミュニティセンター	鬼無地区コミュニティ協議会
高松市香西コミュニティセンター	香西地区コミュニティ協議会
高松市下笠居コミュニティセンター	下笠居地区コミュニティ協議会
高松市女木コミュニティセンター	女木地区コミュニティ協議会
高松市男木コミュニティセンター	男木地区コミュニティ協議会
高松市川島コミュニティセンター	川島校区コミュニティ協議会
高松市十河コミュニティセンター	十河校区コミュニティ協議会
高松市東植田コミュニティセンター	東植田校区コミュニティ協議会
高松市西植田コミュニティセンター	植田校区コミュニティ協議会
高松市川東コミュニティセンター及び 高松市東谷コミュニティセンター	NPO法人川東校区コミュニティ協議会
高松市塩江コミュニティセンター	塩江地区コミュニティ協議会
高松市庵治コミュニティセンター	庵治地区コミュニティ協議会
高松市浅野コミュニティセンター	浅野校区コミュニティ協議会
高松市牟礼コミュニティセンター及び 高松市大町コミュニティセンター	むれコミュニティ協議会
高松市大野コミュニティセンター	大野校区コミュニティ協議会
高松市香南コミュニティセンター	香南地区コミュニティ協議会
高松市国分寺北部コミュニティセンター	特定非営利活動法人国分寺北部校区コミュニティ協議会
高松市国分寺南部コミュニティセンター	国分寺南部校区コミュニティ協議会

(2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

37 公の施設の指定管理者の指定について

高松市男女共同参画センターの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

38 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立玉藻公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

39 公の施設の指定管理者の指定について

高松市健康増進温浴施設の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 シンコースポーツ・四電ビジネスグループ
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

40 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立高松駅前広場地下駐車場等の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 シンボルタワー開発株式会社
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

41 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立峰山公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

42 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立城東公園ほか29公園等の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

43 路線の廃止について

両側が駐車場用地として一体的に利用されており、かつ、終点が軌道敷に接する行き止まりの路線のため、実態として、一般の用に供する道路としての役割が失われていることを踏まえ、市道1路線を廃止するもの

- ・観光通102号線

44 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道 1 2 路線を認定するもの

- ・楠上町 5 号線ほか 1 1 路線